

群馬県多文化共生推進指針

～外国人住民が持つ多様性を活かし、

誰もが参加・協働し安心して暮らせる、活力ある社会の実現～

2018年（平成30年）3月

目 次

1	指針改定の趣旨	1
2	指針の位置づけ	1
3	指針の背景	2
4	課題	8
5	基本目標	18
6	施策目標	18
7	施策体系	23
8	推進体制と役割分担	24
	参考資料	26

1 指針改定の趣旨

社会・経済のグローバル化、少子高齢化に伴う人口減少社会の進展等、私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）が1989年（平成元年）に改正、1990年（平成2年）に施行され、活動内容に制限のない在留資格「定住者」等で来日する南米日系人が増加しました。同年末に12,603人だった本県の外国人人口¹は、2017年（平成29年）末には53,510人に達し、過去最多を更新しています。外国人住民²の多くは製造業等に従事し、県内産業の担い手として地域経済を支え、地域社会に貢献してきました。

2009年（平成21年）に入管法などの一部改正法が成立し、2012年（平成24年）7月には新たな在留管理制度に移行、外国人登録法は廃止されました。併せて、住民基本台帳法の一部改正法も成立したことにより、外国人住民も日本人住民と同様に住民基本台帳制度の適用対象となり、「生活者」としての外国人住民に対する施策は新たな段階に入りました。

現在、国において、技能実習生や留学生の受入れ拡大が進められている中、言語、習慣、文化が異なる外国人住民の滞在の長期化や定住化、永住化が進行すると考えられます。

県では、国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく「多文化共生」社会の形成による豊かな地域づくりを目指すため、2007年（平成19年）に「群馬県多文化共生推進指針」を策定しました。その後、リーマンショックや東日本大震災等の影響により外国人住民数が減少に転じる一方で、さらに定住化が進んだことなどを踏まえ、2012年（平成24年）に指針の改定を行いました。

その後、外国人住民との関わりについて積極的な日本人の割合や、外国人住民の増加について肯定的に考える日本人の割合が増える中、外国人住民数が再び増加傾向にあることや、国籍構成の変化、外国人児童生徒数の増加等、外国人住民を取り巻く環境に変化が生じ、新たな課題に対応する必要があるため、今般、再び改定することとしました。

2 指針の位置づけ

群馬県総合計画及び生活分野における最上位計画「群馬県生活安心いきいきプラン」の個別基本計画として、多文化共生に関して、庁内各部局が横断的に取り組むべき総合的な施策の方向性を示すものです。

¹ 2011年(平成23年)までは、法務省入国管理局の「登録外国人統計」による外国人登録者数、2012年(平成24年)以降は、県が市町村の協力を得てまとめた住民基本台帳上の外国人数。

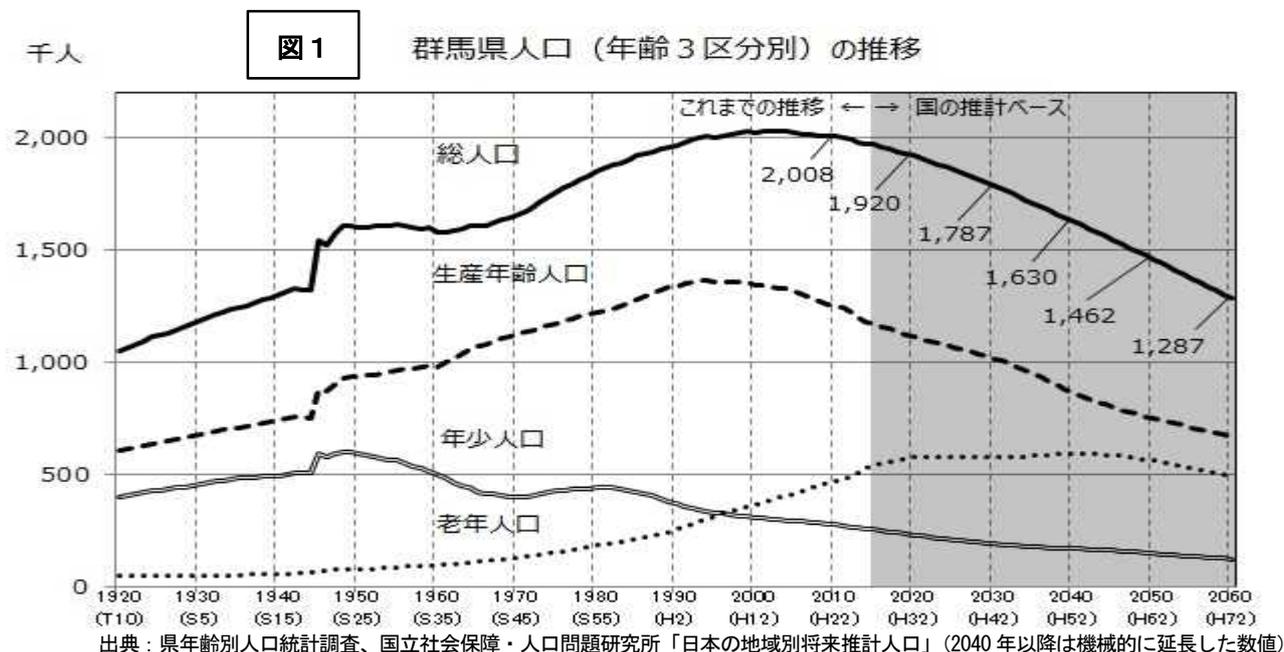
² 外国人住民とは、外国籍を有する人や、日本国籍を有する人で親のどちらかが外国籍であるなど、外国にルーツを持つ人のこと。

3 指針の背景

(1) 外国人の状況等

①群馬県人口の推移

1960年代の高度経済成長期からほぼ一貫して増加し続けた本県の人口は、2004年（平成16年）7月の203万5千人をピークに減少に転じました。国立社会保障・人口問題研究所は、本県の人口が2010年（平成22年）から2040年（平成52年）の30年で37万8千人減少し163万人になると推計しており、さらにその仮定を延長すると、2060年（平成72年）には128万7千人にまで加速度的に減少していくと見込まれます。



②外国人人口の推移

群馬県における外国人人口は、1980年代半ばまでは3～4千人台で推移していましたが、1990年（平成2年）の入管法改正を契機に、状況は大きく変わりました。

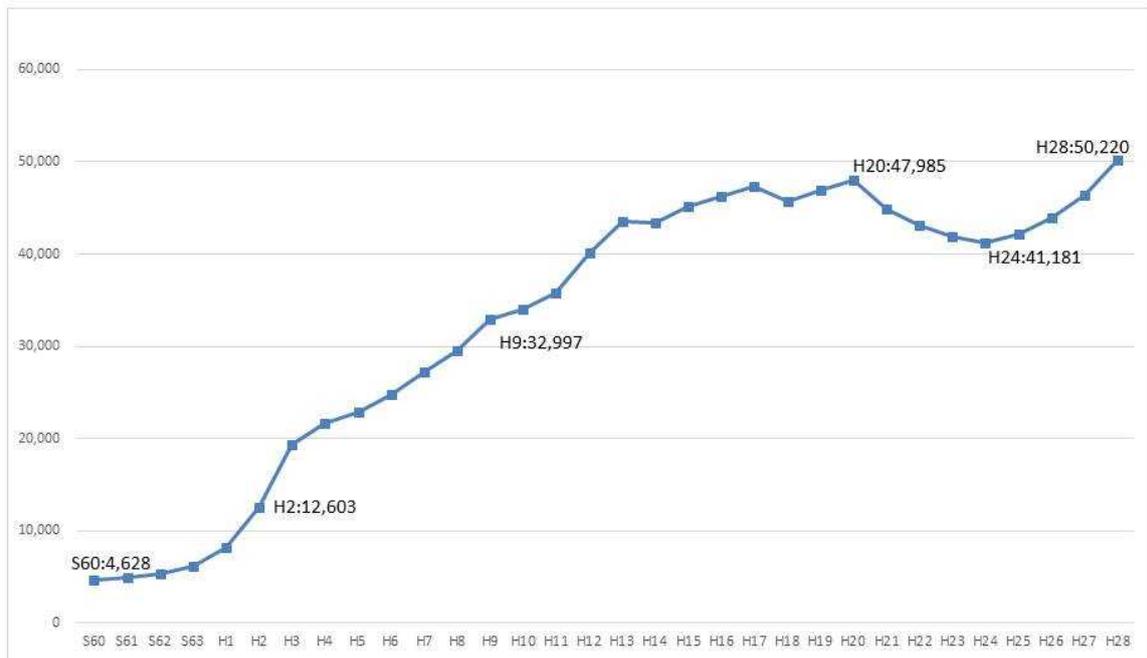
同年の外国人人口は1万人を超え、ブラジル人、ペルー人などの増加で、伊勢崎市、太田市、大泉町等の東部地域の人口は急激に増加しました。2017年（平成29年）12月末現在における本県の外国人人口は109ヶ国53,510人で、県人口の2.7%を占めています。

国籍別に見ると、ブラジル、フィリピン、中国、ベトナム、ペルーが上位5ヶ国ですが、2016年（平成28年）には、それまで4位だったペルーと5位だったベトナムの順位が入れ替わるなど、近年では、ベトナム人、フィリピン人、ネパール人等のアジア系住民が増加するとともに、在留資格では、技能実習や留学が増加しているのが特徴です。

今後は、景気動向等にもよりますが、国によって外国人労働者の受入れや留学生の定着・就労拡大等の取組が進められていることや、企業における外国人材への関心の高まりなどから、外国人人口はさらに増加するものと考えられます。

図2

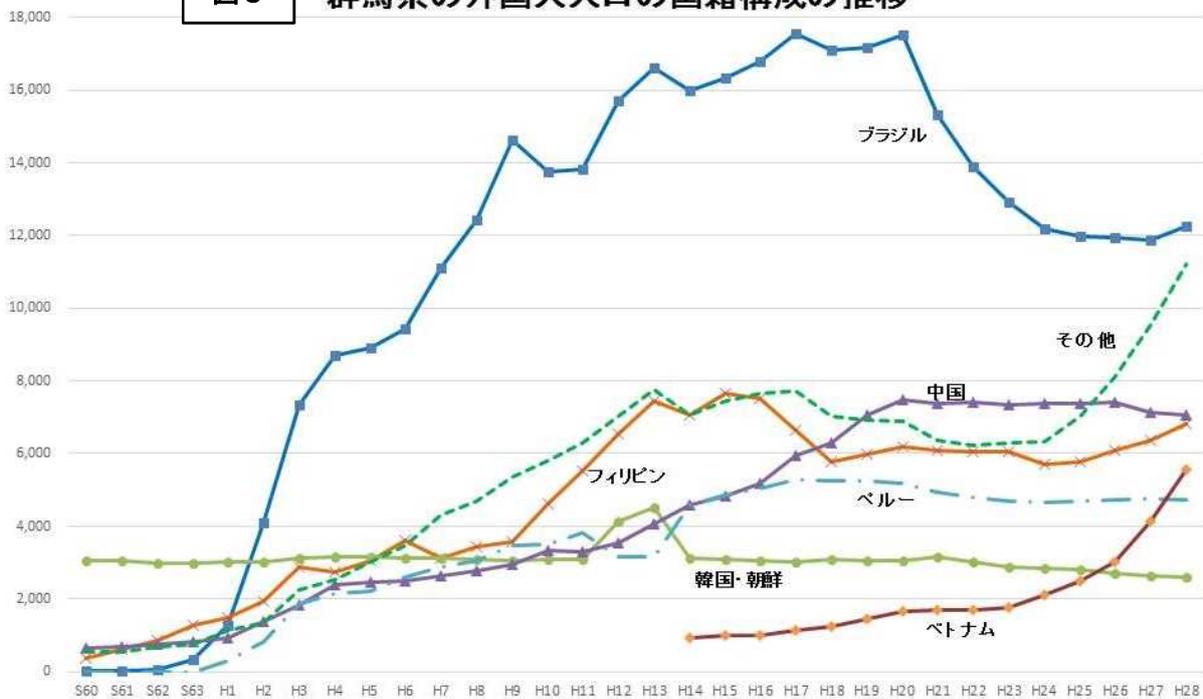
群馬県の外国人人口の推移



出典：S60-H17:群馬県「外国人住民数の状況」／
 H18以降:法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)統計表」(各年12月末時点)

図3

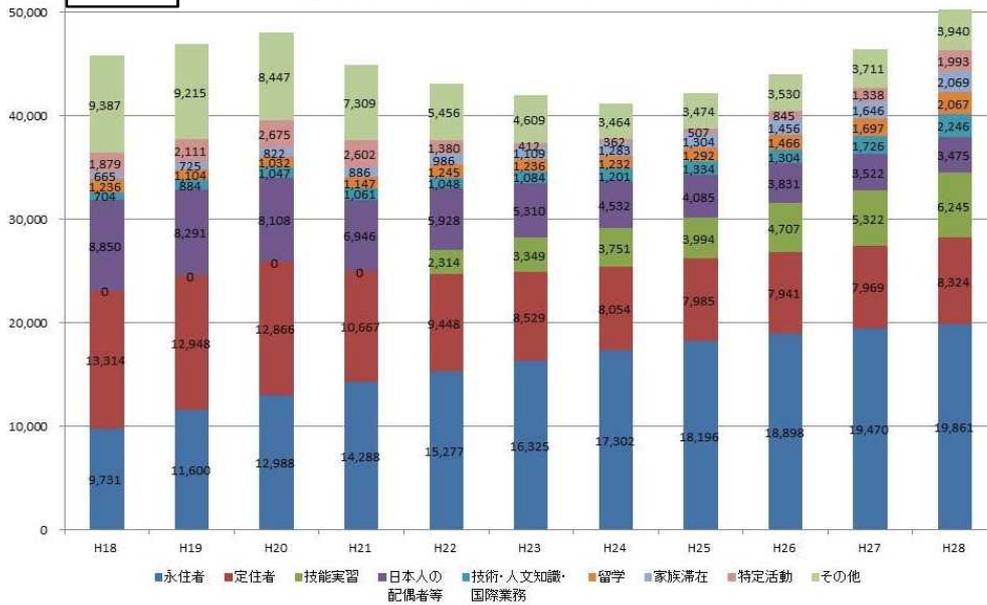
群馬県の外国人人口の国籍構成の推移



※外国人人口の定義は1ページ脚注のとおりであるが、図2~4は出典を統一するため、法務省の数値(旧登録外国人統計及び在留外国人統計)のみ使用し、住民基本台帳上の数値は使用していない。

図4

群馬県の外国人人口の在留資格別内訳の推移



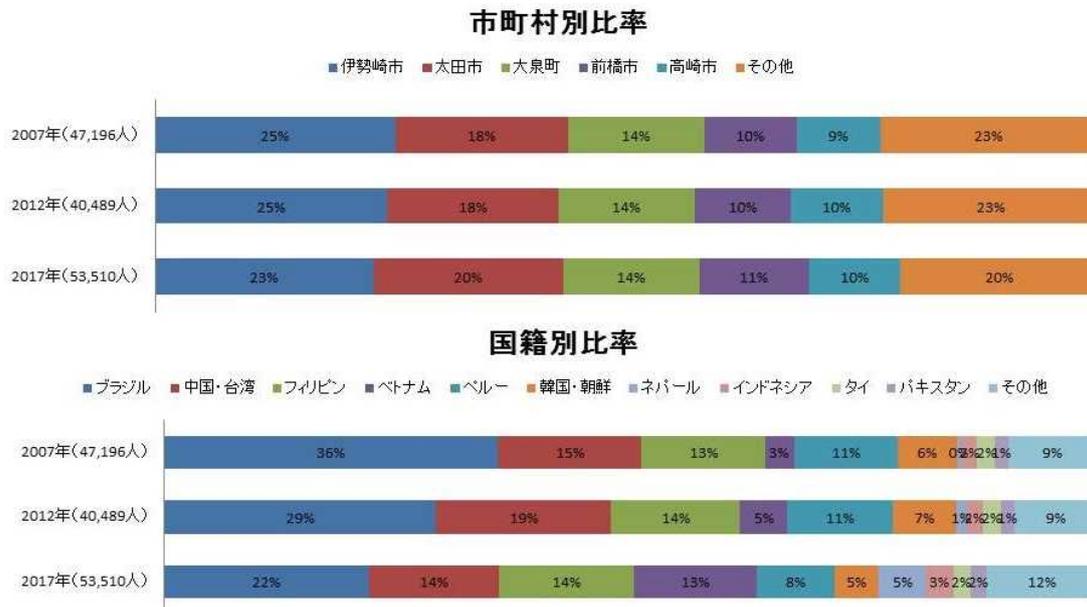
市町村別の外国人人口では、伊勢崎市が最多の12,139人で、これに太田市、大泉町、前橋市、高崎市の順に続いており、この5自治体で外国人人口全体の77.5%を占めています。

国籍別に見ると、ブラジルが最多の11,786人で、次いでフィリピン、中国、ベトナム、ペルーの順で、これら上位5ヵ国で全体の72.0%を占めています。

伊勢崎市、太田市、大泉町等の東部地域は、静岡県浜松市や愛知県豊田市等と並んで、南米日系人などの有数の集住地域です。なかでも大泉町の外国人人口比率は18.1%で全国市町村の中でもとりわけ高く、ブラジル人等のコミュニティが形成され、日本語が理解できなくても生活できる環境にあるといわれています。

図5

群馬県の市町村別・国籍別外国人住民比率

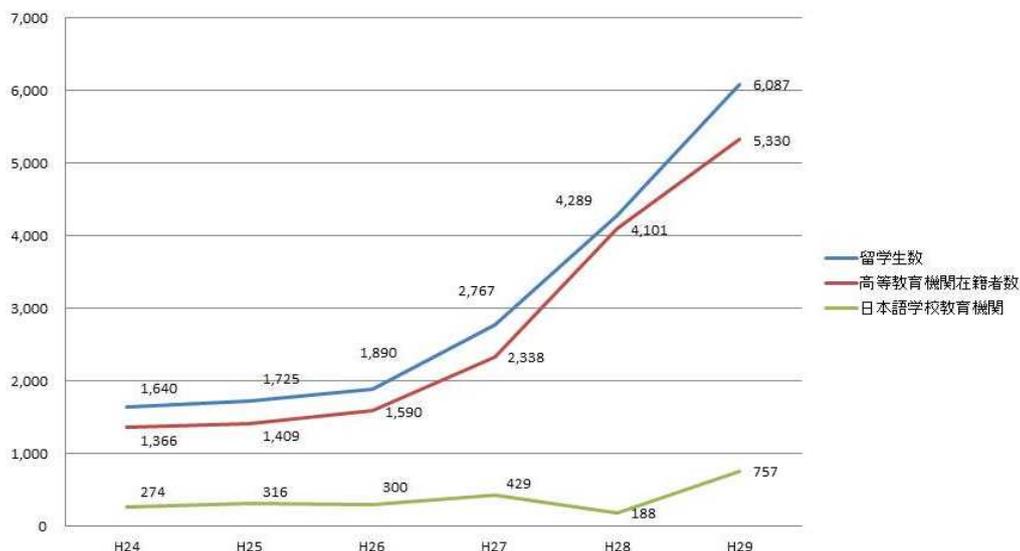


出典：群馬県調査

また、県内の留学生数の増加に伴い、今後は、本県で暮らす留学生が卒業後も群馬で一層活躍できるよう、支援体制を整える必要があります。

図6

群馬県内の外国人留学生の在籍状況



出典:独立行政法人日本学生支援機構
 ※大学の学部等が複数の都道府県に所在している場合、事務局本部が所在する都道府県にまとめて集計している。

(2) これまでの取組

①群馬県の取組

県では、1987年（昭和62年）に国際交流課を設置したのに続いて、1990年（平成2年）に財団法人群馬県国際交流協会³を設立し、国際化推進体制を整備すると同時に、「国際化推進プラン」を策定して県としての基本的な方針を定め、国際交流の推進に取り組んできました。

同年以降、外国人住民の増加、特に南米日系人を中心とした外国人労働者が増加し、滞在の長期化や家族の帯同等に伴い、地域社会においてはさまざまな課題が生じました。こうした状況に対応して、外国人住民に対し、直接、行政サービスを提供する主体である市町村は、地域の実情に応じて、就学支援、日本語学習支援、多言語情報の提供等、先進的な取組を行ってきました。県においても、群馬県国際交流協会とともに、情報提供や相談窓口の設置等の支援施策を講じ、外国人住民の生活の安定に取り組んできました。

さらに、2004年（平成16年）に「外国人と共生するまちづくりプロジェクト」⁴を設置して、多文化共生に向けて今後の施策のあり方について検討を行い、その結果、翌2005年（平成17

³ 現・公益財団法人群馬県観光物産国際協会。

⁴ 外国人との共生という新たな行政課題に取り組むために「県・市町村協働プロジェクト」を設置し、自治会や外国人住民、NPO、企業などからなるメンバーによる検討を行った。5回にわたる意見交換及び現地調査を行い、「県庁内に部局横断的な課題を検討・対応する部署を設置すべき」という提言を知事に行った。

年)、全国に先駆けて「多文化共生支援室」⁵を設置しました。また、翌 2006 年(平成 18 年)策定の第 13 次群馬県総合計画「21 世紀のプラン」においても、「多様な人々の共生を推進する」を重点戦略に掲げ、多文化共生の地域づくりの推進に努めるなど、従来の外国人支援施策をさらに発展させて多文化共生施策を進めました。

そして、「1 指針改定の趣旨」のとおり、2007 年(平成 19 年)10 月に「群馬県多文化共生推進指針」を策定、2012 年(平成 24 年)7 月に改定し、以下の 3 項目を柱として総合的な多文化共生施策に取り組んできました⁶。

- I 県民の多文化共生への理解を深める
- II 外国人県民の自立と社会参画を進めるための環境を整備する
- III 多文化共生を推進するための体制を整備する

その後、外国人住民の定住化傾向は一層進展するとともに、国籍構成や在留資格の分布に変化が見られるなど、社会情勢は変化を続けています。そこで、行政機関と関係者が緊密に連携を図りながら、外国人住民の活躍を地域の活性化へとつなげるとともに、多文化共生に関する県民の意識を高め、多文化共生社会の形成をより一層推進するため、2017 年(平成 29 年)4 月に「群馬県多文化共生推進会議」を設置しました。

なお、県では、国内外の情勢変化を踏まえ、海外に目を向けた施策によって県経済を活性化するための指針として「群馬県国際戦略」を策定しています。これに基づき 2017 年(平成 29 年)には、ベトナム政府との間で、技術者や技能実習生の育成・活用で包括的に連携するとの覚書に調印しました。今後、同国との経済交流や人材交流がより一層進むことが予想されることから、国際戦略分野とも連携を図りながら多文化共生施策を推進する必要があります。

②国の取組

2006 年(平成 18 年)

入管法の改正等により急増した外国人住民に対応するため、国(総務省)は 2006 年(平成 18 年)3 月、各都道府県及び指定都市の外国人住民施策担当部局長あてに「地域における多文化共生推進プラン」の策定について通知し、地域における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施するよう促しました。

同年 12 月には、外国人労働者問題関係省庁連絡会議が「生活者としての外国人」に関する総合的な対応策を取りまとめ、「外国人が、社会の一員として日本人と同様の公共サービスを楽しめるよう環境整備が必要」との認識の下、子供の教育、労働環境の改善、社会保険の加入促進などの施策を展開しました。

⁵ プロジェクトによる提言を受け、多文化共生のまちづくりを推進するために、全国初となる多文化共生支援室を企画分野新政策課(当時)内に設置した。

⁶ 警察本部においても、2007 年(平成 19 年)6 月、「来日外国人共生対策指針」を策定し対策を展開するほか、2017 年(平成 29 年)4 月に国際化推進室を設置するなど、多文化共生への取組は広がりを見せている。

2008年(平成20年)

文部科学省等は2008年(平成20年)に、大学などの教育研究の国際競争力を高め、優れた留学生を戦略的に獲得することを目的に、「留学生30万人計画」を発表しました。計画の中では、情報発信の強化や国際化拠点大学の重点的育成、留学生の生活支援をはじめ、卒業・修了後の社会の受入れ推進のための就職支援や起業支援を実施するとされています。

2009年(平成21年)

2009年(平成21年)には、定住外国人施策の推進に必要となる企画立案及び総合調整に関する事務を行う「定住外国人施策推進室」が内閣府に設置されました。この定住外国人施策推進室は、2010年(平成22年)に「日系定住外国人施策に関する基本指針」、翌2011年(平成23年)に「日系定住外国人施策に関する行動計画」を策定し、日本語能力が不十分である者が多い日系定住外国人を日本社会の一員として受け入れ、社会から排除されないようにするため、日本語習得のための体制整備や、生活の中で最低限必要な情報の正確かつ迅速な提供等の施策を各府省庁で展開することとしました。

なお、2014年(平成26年)3月にはこの行動計画が見直され、基本方針と一本化した「日系定住外国人施策の推進について」が策定されています。

2012年(平成24年)

2012年(平成24年)には、新たな在留管理制度に移行、外国人に関わる住民基本台帳制度が開始するとともに、高度人材の受入れを促進するために「高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度」がスタートしました。

2014年(平成26年)

2014年(平成26年)には、経済財政諮問会議・産業競争力会議で外国人人材の活用等が議論され、同年6月に策定された日本再興戦略において、外国人人材の活用が盛り込まれました。

2015年(平成27年)

2015年(平成27年)には、法務省が「第5次出入国管理基本計画」を策定し、我が国経済社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ、新たな技能実習制度の構築、在留管理制度の的確な運用等による外国人との共生社会実現への寄与等の方針を示しています。

2016年(平成28年)

2016年(平成28年)の「日本再興戦略2016」では、「外国人の生活環境の整備」について初めて言及されましたが、翌2017年(平成29年)の「未来投資戦略2017」では「生活環境の改善」へと改められ、「高度外国人材の更なる呼び込み」、「就労環境の改善」、「外国人留学生の就職支援」等と並んで、「外国人材の活用」の柱の一つに位置付けられています。

2017年(平成29年)

2017年(平成29年)3月、総務省は、多文化共生に資する全国の優良な取組事例を紹介する「多文化共生事例集－多文化共生推進プランから10年共に拓く地域の未来」を公表しました。この事例集では、「従来の外国人支援の視点を超え、地域社会の構成員として社会参画を促し、外国人がもたらす多様性を活かす仕組み、そして国籍や民族などにかかわらず、誰もが活躍できる社会づくりが今後求められる」ことが強調されています。

また、同年には、介護現場で外国人の受入れを拡大する改正入管法が施行され、在留資格に「介護」が追加されたことにより、介護福祉士の国家資格がある外国人が日本で働けるようになるとともに、技能実習制度においても、来日した外国人の受入先に対する監督を強化する技能実習適正化法の施行に合わせて、技能実習の職種に「介護」が加えられました。

4 課題

県では2016年(平成28年)、県内在住の外国人及び日本人を対象として、外国人住民の実態や、外国人・日本人の多文化共生に関する意識等について調査⁷を実施しました。

この調査の結果や各種データ、及び関係者とのヒアリング結果等を踏まえ、外国人住民を取り巻く主な課題について、以下のとおり整理しました。

(1) 全般

「今後も日本に住み続けたいですか」という設問に対しては58.3%が、「これからも今の地域で住み続けたいですか」という設問に対しては68.6%が「住み続けたい」と回答していることから、定住の意識が高いことがわかります。

従来の生活面でのサポートを継続するのはもちろんですが、それにとどまらず、外国人住民が主体的に地域社会に関わり、豊かな生活を送ることができる取組が必要となっています。

⁷ 定住外国人実態調査(2016(平成28)年7月～10月)。外国人住民の実態や、外国人・日本人の多文化共生に関する意識等の把握を目的に実施した調査。詳細は29ページ以降参照。

図7

【問】 今後も日本に住み続けたいですか。

(外国人調査)

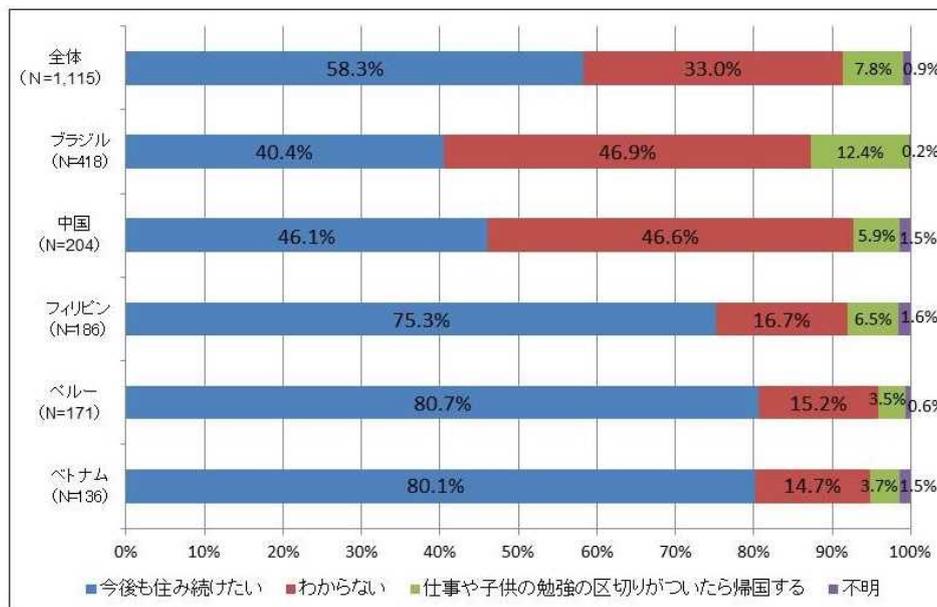
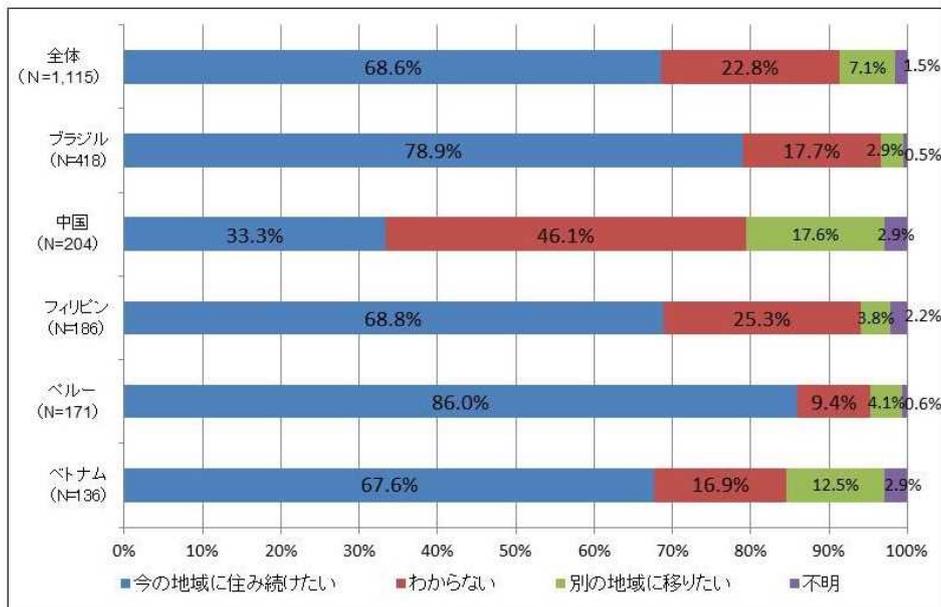


図8

【問】 これからも今の地域で住み続けたいですか。

(外国人調査)



また、日本人と「積極的に交流したい」外国人住民は約7割いますが、外国人住民との関わりについての日本人の意識は、いわゆる集住地域（伊勢崎市、太田市、大泉町）とそれ以外の地域とで違いが見られます。多文化共生に関する意識啓発を、地域の实情に合わせて、引き続き効果的に実施する必要があります。

図9

【問】日本人との交流についてどう思いますか。 (外国人調査)

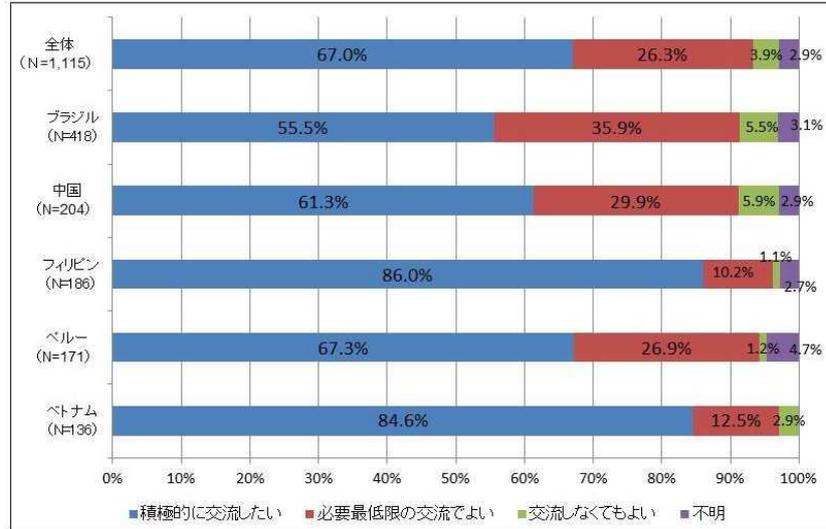


図10

【問】お住まいの地域では、外国人住民との関わりは深めるべきだと思いますか。 (日本人調査)

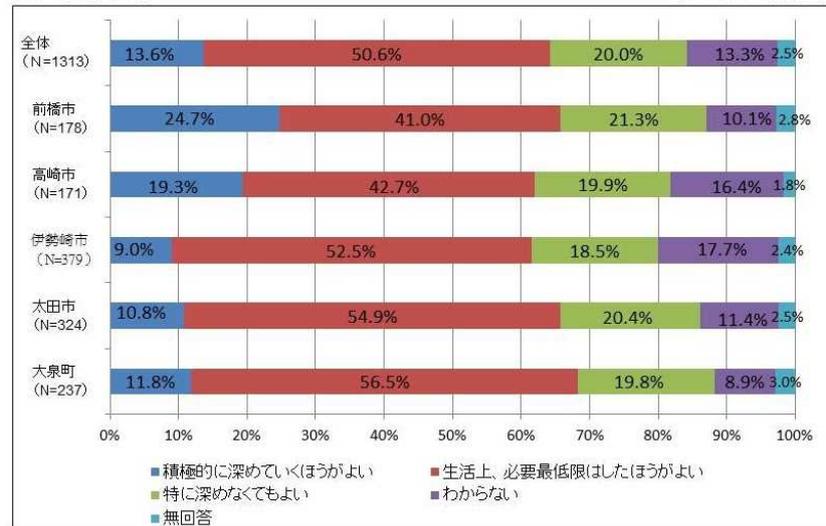
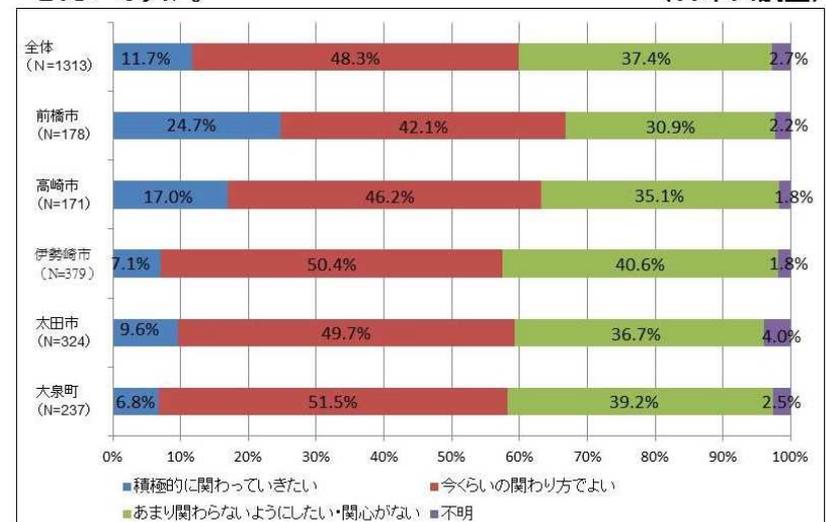


図11

【問】あなた自身は、お住まいの地域で外国人とどのように関わっていききたいですか。 (日本人調査)

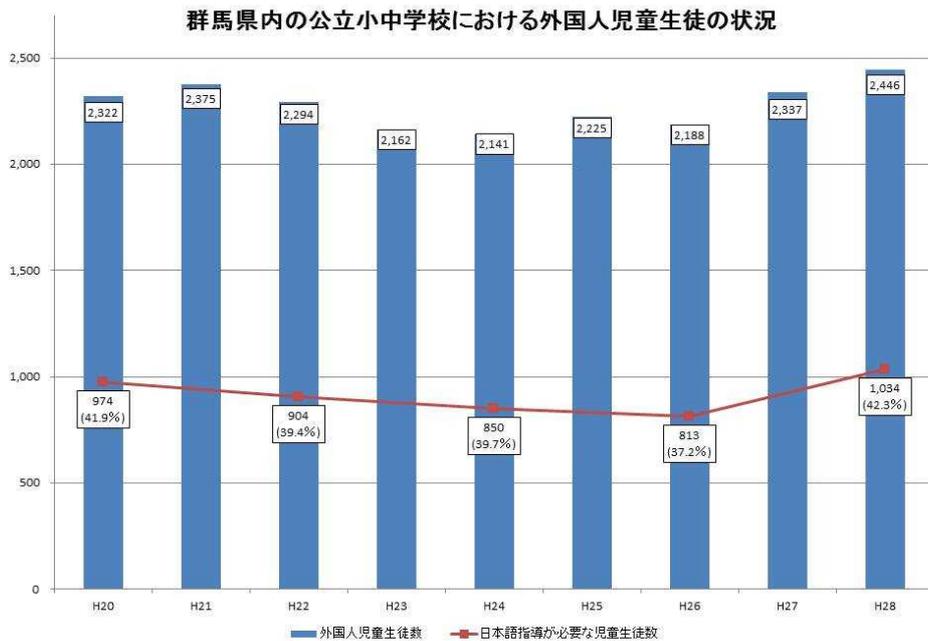


(2) 教育

外国人児童生徒については、日本語学習や指導教材の整備、家庭と学校とのコミュニケーション、不就学や進路対策等の課題があります。

県内の公立小中学校等に在籍する外国人児童生徒のうち、日常生活や授業に支障があり日本語指導が必要な子供は増加しており、子供の教育について心配なことについては、「勉強内容を自分が教えられない」ことを挙げる外国人住民が最も多い結果となっています。日本語指導や学習指導は、今後さらに重要になっていくと考えられます。

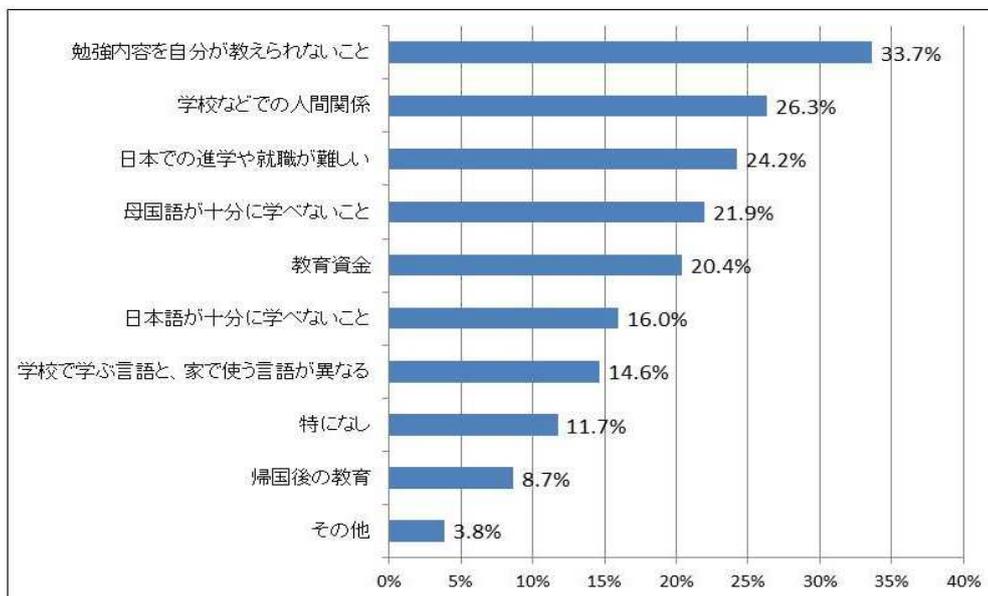
図 12



出典: 文部科学省「学校基本調査」・「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

図 13 【問】 子どもの教育について心配なことは何ですか(複数回答)。

(外国人調査)



(3) 医療・保健・福祉

外国人住民は、言葉の問題や医療保険の未加入等で医療機関を受診しにくい状況があるほか、健康診断の機会も十分ではなく、母子保健や感染症等、保健面でも課題があります。

特に医療機関の受診については、「日本語で自分の症状を伝えるなど、医師や病院の職員とコミュニケーションをとることができますか」という設問に対し、半数近くが「できない」と回答し、このうちの 15.8%は「身振り手振りで症状等を伝える」としています。時として命に関わる場面で、言葉によらないコミュニケーションが行われているという課題があります。

図 14 【問】日本語で自分の症状を伝えるなど、医師や病院の職員とコミュニケーションを取ることができますか。(外国人調査)

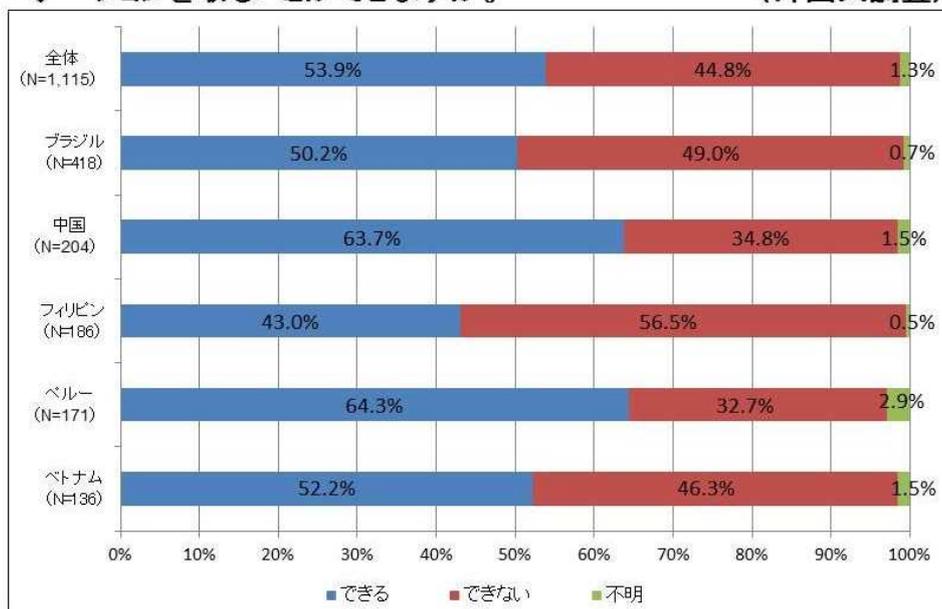
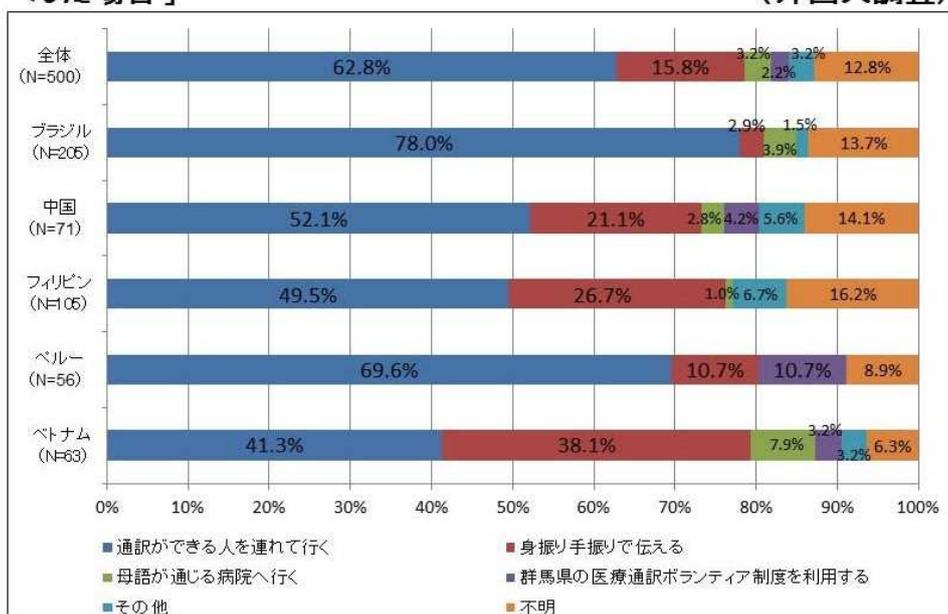


図 15 【問】どのように症状などを伝えていきますか。[前問で「できない」を選んだ場合] (外国人調査)



(4) 雇用・労働

外国人労働者は、派遣等、間接雇用の形態で就労している場合が多く、非熟練労働者として不安定な就労環境にあることが指摘されています。また、景気の調整弁として解雇・雇い止めになる場合もあり、失業状態が長期に亘っているケースも生じているため、適正な雇用管理について啓発を継続する必要があります。

表

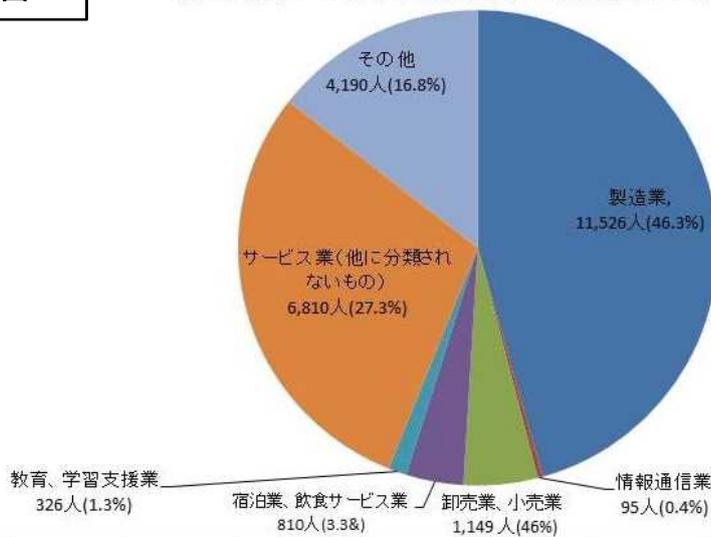
群馬県内で派遣・請負事業所に就労している外国人労働者数及び比率

	外国人労働者数	うち派遣・請負事業所(人数)	
			[比率%]
2017年(平成29年)	29,319	11,591	39.5

出典：厚生労働省群馬労働局「外国人雇用状況の届出状況」(平成29年10月末現在)

図16

群馬県内の産業別外国人労働者の割合



主な国籍	総数	製造業	卸・小売業	宿泊業・飲食サービス業	建設業	教育・学習支援業	情報通信業	サービス業(他に分類されないもの)	その他
ブラジル	6,857	2,792	296	76	51	56	19	2,674	893
中国	4,426	2,522	415	298	127	63	23	334	644
フィリピン	4,304	2,120	142	105	53	18	8	1,343	515
ベトナム	4,559	2,397	255	237	442	5	16	760	447
ペルー	2,570	902	85	44	17	10	2	1,253	257

出典：厚生労働省群馬労働局「外国人雇用状況の届出状況」(平成29年10月末現在)

(5) 日本語学習・日本語教室

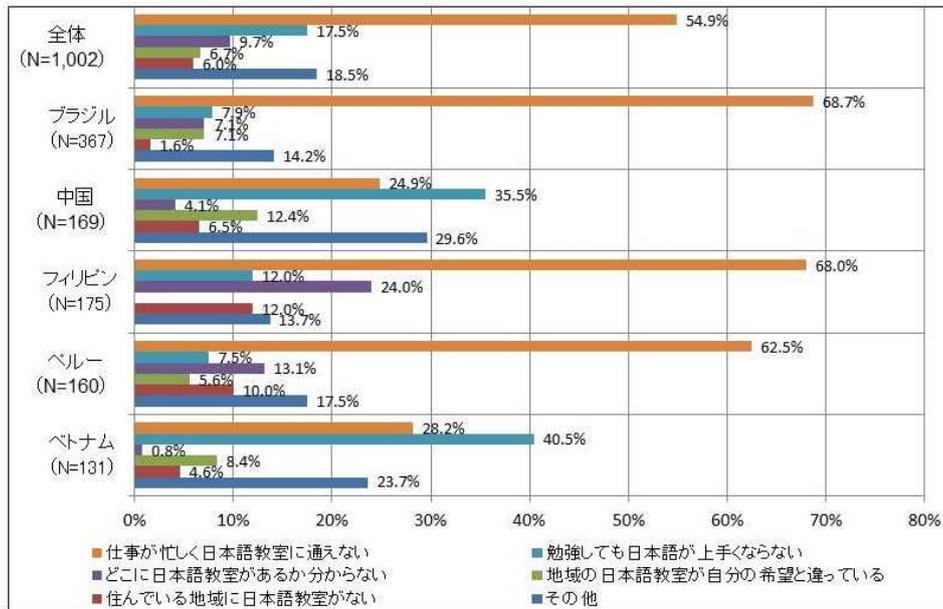
8割以上の外国人住民が日本語を勉強したいと考えている一方で、「仕事が忙しく日本語教

室に通えない」「勉強しても日本語が上手にならない」「どこに日本語教室があるか分からない」という意見もあり、外国人住民の日本語学習のための環境整備が求められています。

また、ボランティアなど日本語の指導者が減少しているため、教える側の人材の確保や育成も課題となっています。

図 17

【問】日本語を勉強するのに困ったことがありますか。(外国人調査)



(6) 防災

言葉の面で課題を持ち、災害に関する知識や体験等が日本人と異なる外国人住民に対しては、災害発生時において特別な対応が必要です。

「災害がおきたときに備えて、必要なものを準備している」割合は36.1%、「災害がおきたときに逃げる場所がどこにあるか知っている」割合は63.0%と、ともに高くないのが現状です。また、「災害がおきたときに情報をどのように手に入れますか」の問いに対し、半数近くが「友人・知人の口コミ」と回答しています。災害に対する外国人住民への意識啓発が課題です。

図 18

【問】 災害がおきたときに情報(水や食料がもらえる場所など)をどのように手に入れますか(複数回答)。(外国人調査)

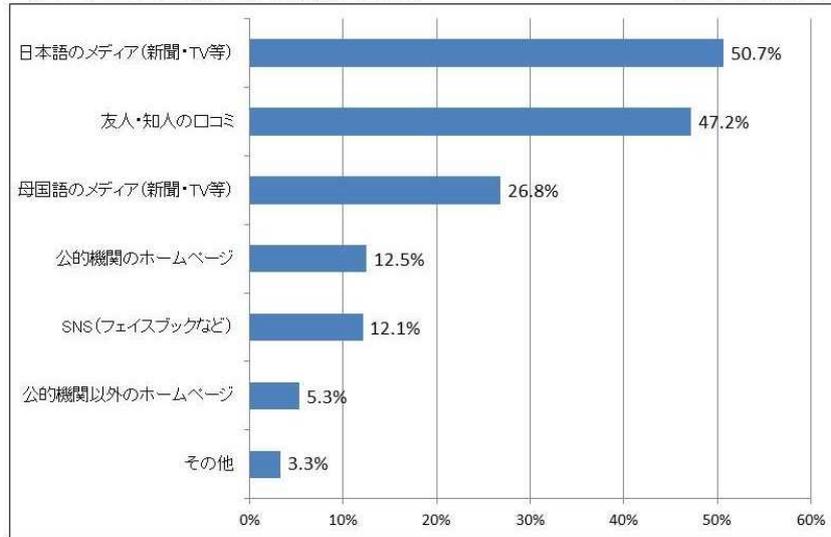


図 19

【問】 災害がおきたときに逃げる場所(避難所)がどこにあるか知っていますか。(外国人調査)

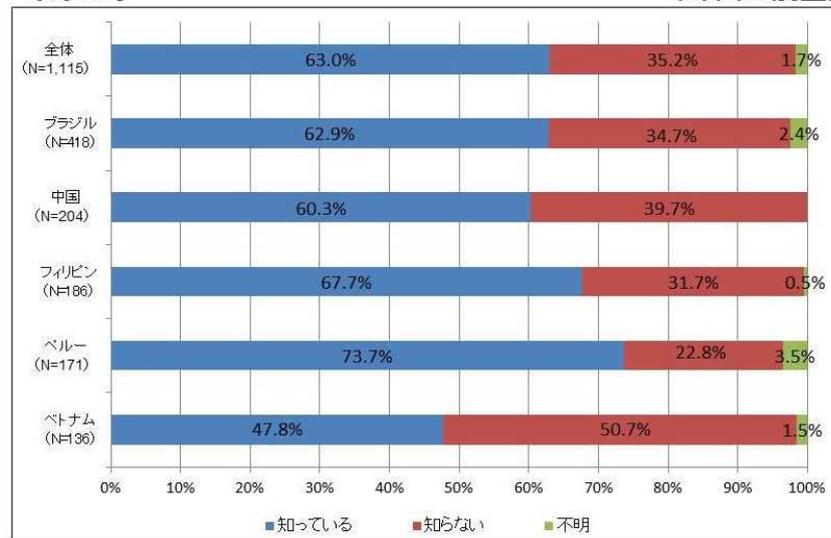
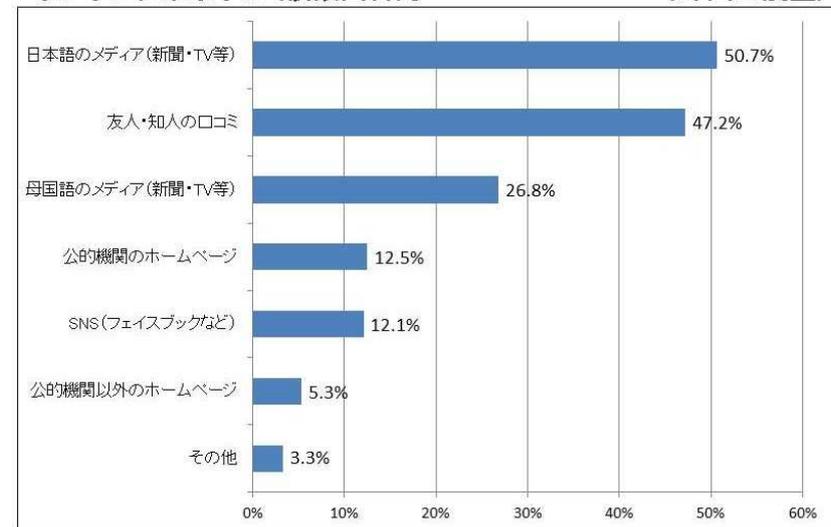


図 20

【問】 災害がおきたときに情報(水や食料がもらえる場所など)をどのように手に入れますか(複数回答)。(外国人調査)



(7) 情報提供

外国人住民にとっては、「医療」「福祉」「労働」「災害時の緊急情報」「教育」等、幅広い分野の情報が必要とされています。しかし、必要な情報の入手方法については、「友人・知人の口コミ」が6割を占めており、情報の正確性が担保されているかどうかが課題となっています。

図 21

【問】 日本でのくらしで、どのような情報が必要ですか(複数回答)。

(外国人調査)

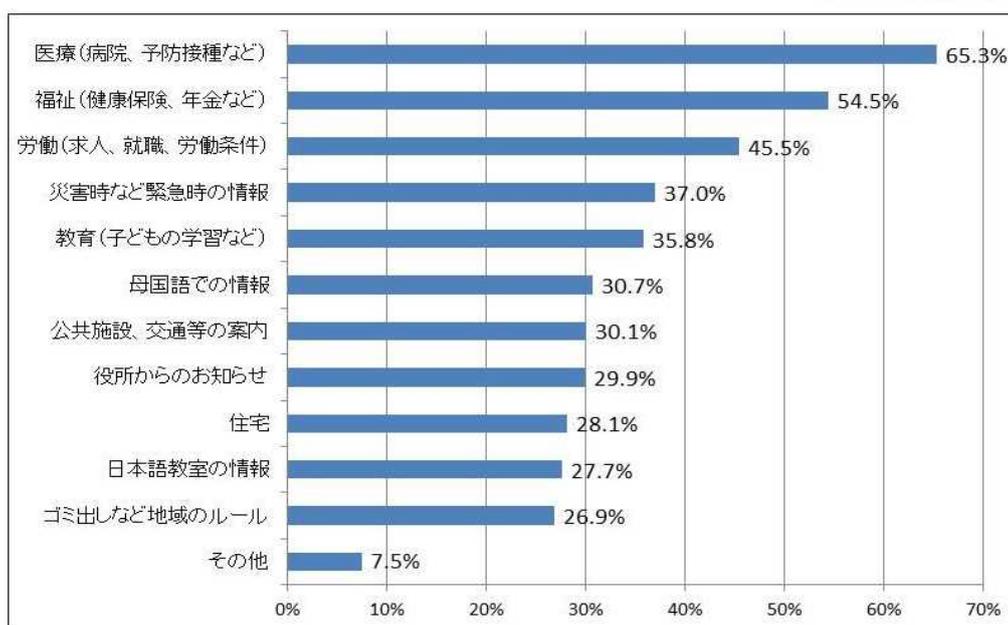
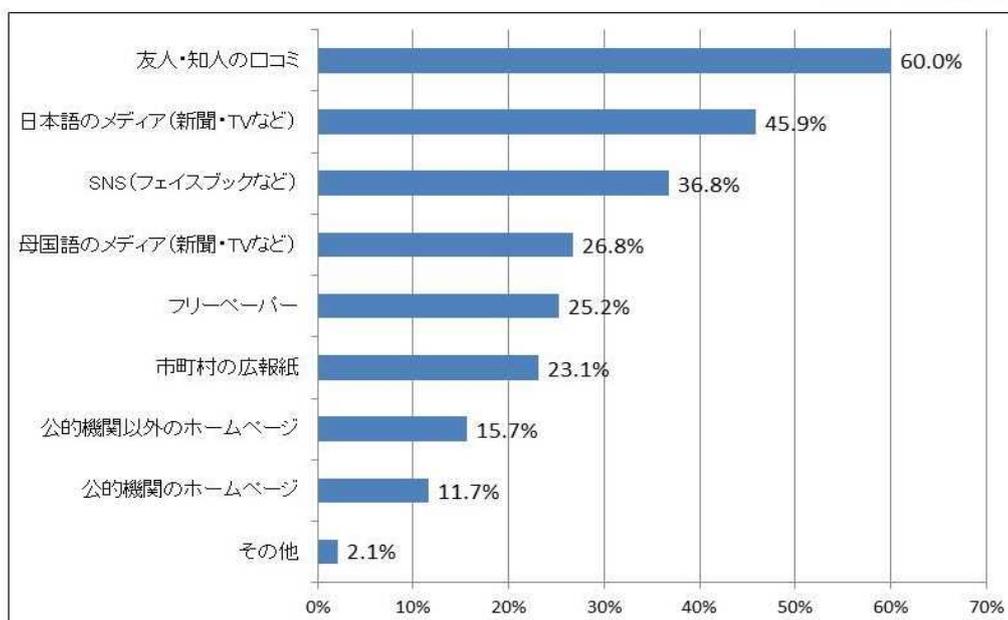


図 22

【問】 必要な情報をどのように手に入れていますか(複数回答)。

(外国人調査)



(8) 地域での活躍

外国人住民が地域社会で活躍することを「好ましい」と考える日本人は約半数おり、その理由については、「地域の活性化につながる」と答えた人の割合が高くなっています。「地域に貢献したい」と考える外国人住民が活躍でき、地域の活性化へとつながる環境を整える必要があります。

図 23 【問】外国人が地域社会で活躍することについてどう思いますか。

(日本人調査)

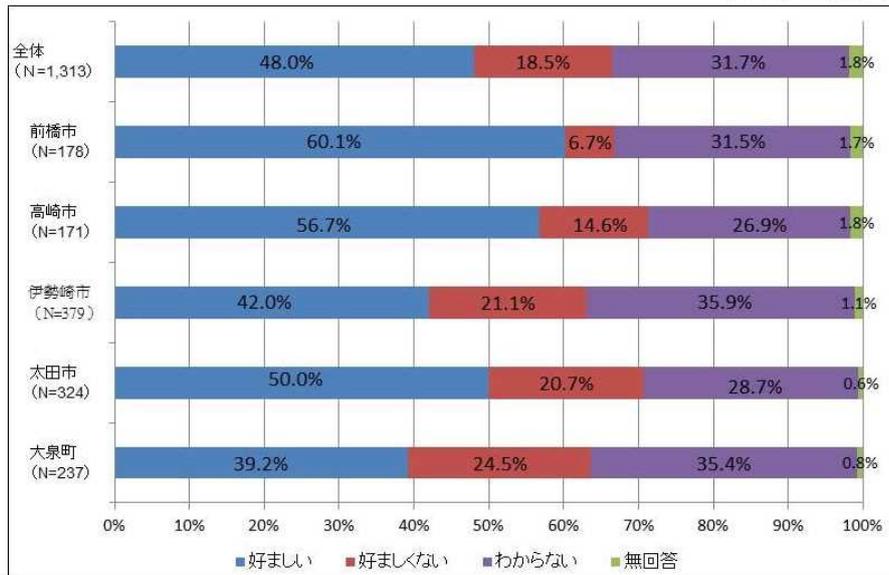
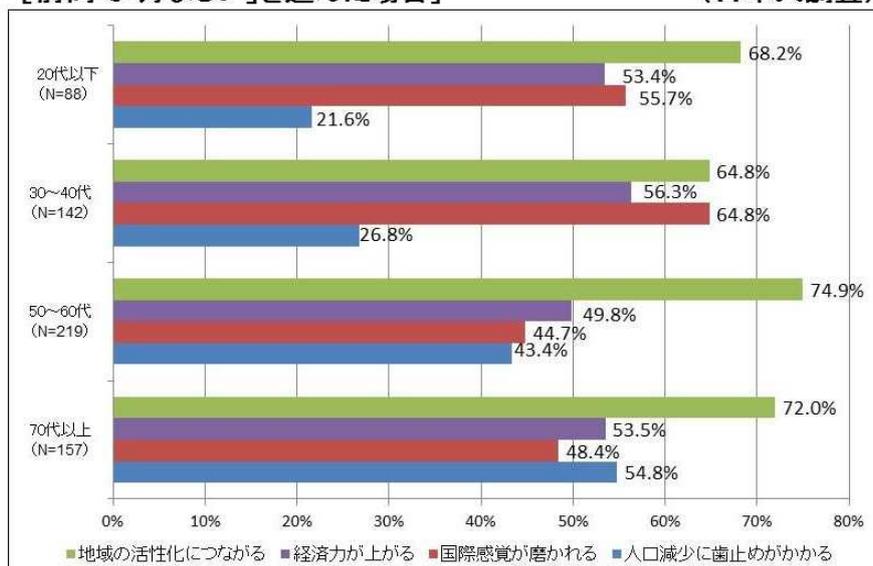


図 24

【問】外国人の活躍が好ましいと思う理由は何ですか(年代別)。

[前問で「好ましい」を選んだ場合]

(日本人調査)

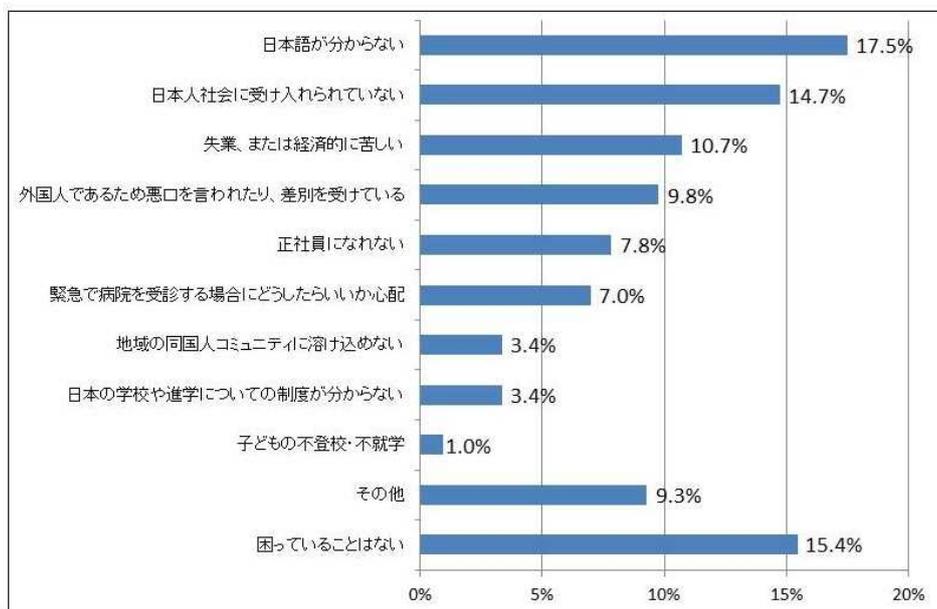


(9) その他

「今、一番困っていること」について、日本語がわからないことや社会での疎外感、就労

などの問題を挙げている人が多くなっており、多岐にわたる分野での対応が必要とされています。一方で、「困っていることはない」の割合が2番目に高くなっており、日本での生活に適応している外国人住民も多いことが分かります。

図 25 【問】あなたが今、一番困っていることは何ですか。 (外国人調査)



5 基本目標

今後は、外国人住民を「支援される側」として捉えた従来の見方を超え、外国人住民の持つ多様性を資源として、地域の活性化やグローバル化に活かしていく視点が重要です。そこで群馬県は、多文化共生社会の形成を目指して、次のように基本目標を定めます。

《基本目標》

外国人住民が持つ多様性を活かし、誰もが参加・協働し安心して暮らせる、活力ある社会の実現

6 施策目標

基本目標で掲げる社会を実現するため、先に挙げた課題を踏まえて3つの施策目標を掲げ、各施策目標を達成するため、次のとおり施策に取り組みます。

《施策目標1》

外国人が安心して暮らせるための幅広いサポートの提供

外国人住民のコミュニケーション能力向上を図るとともに、生活面での協働体制やサポートを充実させて、誰もが暮らしやすい地域づくりを目指します。

(1) 生活面での協働体制づくり

①医療・保健・福祉分野への対応

少子高齢化の急速な進展を見据え、医療、年金、保健、福祉に関する情報提供に努め、これらの社会保障制度を円滑に利用できる環境を整えるとともに、日常生活で生じる宗教や文化・風習の違いにも配慮した取組を進めます。

また、外国人住民の定住化・永住化が進む中、関係機関と連携した医療通訳等の取組を進めます。

②日本語学習環境の整備

日本で暮らし、地域で活躍するためには、一定の日本語能力が必要なことから、大学や企業・団体等と連携しながら日本語学習の環境を整備するとともに、地域で日本語を教える指導者の養成にも、市町村と連携しながら取り組みます。

③災害時への対応

災害に関する知識や経験が少ないと言われる外国人住民に、広く防災に関する知識を普及する必要があります。

県は市町村と連携して、災害時多言語支援センターの設置運営訓練を実施するほか、災害時通訳ボランティアの養成にも引き続き取り組みます。

また、外国人住民は災害時に要配慮者となる可能性がある一方で、支援の担い手として活躍することも期待されることから、外国人防災人材の育成に向けた取組を進めます。

④雇用の安定・適正雇用の確保

関係機関と連携・協力して、外国人住民を雇用する企業に対して雇用・労働条件に係るルールについての周知・啓発を図るなど、外国人住民の雇用の安定や適正雇用の確保に向けた環境整備を進めます。

⑤防犯・交通安全等

警察や自治会、外国人コミュニティなどと連携しながら、地域の防犯や交通安全に関する啓発、及び外国人少年少女の健全育成や非行防止活動に取り組みます。

(2) 心理面でのサポート ～メンタルヘルス対策の充実～

外国人住民は、雇用状況の悪化による生活上の不安や子供の教育問題、言葉の壁による心理的ストレスなどから、精神的な課題を抱えがちです。

外国人児童生徒やその保護者に対して、学習面や日本語習得、いじめなどに関する相談対応や、心理カウンセリングなどの支援を行います。また、大人向けのメンタルヘルス対策や心理サポート人材、特に外国人住民の立場を理解できる人材の育成に取り組みます。

(3) 情報の効果的な提供 ～多言語による情報提供の充実～

外国人住民が安心・安全に暮らし、地域で活躍するためには、行政情報や生活情報を正しく理解してもらうことが不可欠です。ベトナムやネパールなど、近年増加している外国人住民の言語にも対応しながら、相談窓口の設置や外国人住民との協働により、多言語による情報提供を充実させるとともに、やさしい日本語⁸の普及も推進します。

《施策目標2》

多様性を活かし、外国人が活躍できる環境づくり

多文化共生社会を担う次世代の子供たちを育成するとともに、外国人住民が主体となって活動し、あらゆる主体と協働して活躍できる環境づくりを目指します。

(1) 次世代の育成 ～外国人児童生徒等の学習支援～

外国人児童生徒は、充実した教育環境で適切な教育を受けることにより、健全に成長し、将来地域で活躍する人材となることができます。

外国人児童生徒の数は増加を続ける一方で、公立小中学校における日本語指導が必要な児童生徒の数は、2016年には過去最多の1,034人で初めて千人を超えており、児童生徒への日本語・学習指導や受入れ体制の整備をさらに進めることが求められています。

外国人児童生徒等に対するきめ細かな日本語指導や学校生活への適応指導、母語による学習支援、保護者へのサポートなどにより、子供たちが適切な進路を選択し社会を支える存在となるよう、関係機関と連携して取り組みます。

また、外国人児童生徒等を指導する教員等を対象に、日本語指導や適応指導、多文化共生等に関する研修を実施するとともに、日本人児童生徒への多文化共生の意識づくりにより、多文化共生教育を推進する人材の育成に努めます。

⁸ 普段使われている日本語より簡単で、外国人にも理解しやすい日本語のこと。

(2) 外国人人材の活躍支援

①外国人留学生の定着促進

県内に多く在学する外国人留学生は、貴重なグローバル人材です。卒業後も県内で就職し地域に定着してもらい、県経済の活性化へとつなげるため、企業や大学等と連携して、外国人留学生と県内企業が互いをよく知るための機会を創出します。

②外国人キーパーソンの発掘・育成・連携

日本語能力が高く地域貢献意欲を持つ外国人キーパーソンが、「支援する側」の人材として活躍することが期待されています。県は、市町村との情報共有を密にしながら、外国人住民のキーパーソンの発掘・育成に努めるとともに、施策の推進に当たっては、意見交換等を通して連携・協働する体制づくりを進めます。

③外国人人材の育成・確保等

今後、外国人人材の活躍が期待される介護分野や農業分野等について、業務に必要な日本語を学習するための講座を開催したり、事業所に対して、外国人を円滑に受け入れるための課題や工夫、受入れ事例等の情報提供を行うなど、外国人人材が活躍できる環境整備を推進します。

(3) 協働体制づくり

①群馬県多文化共生推進士との協働・連携

多文化共生の視点から地域の課題を解決し地域活性化を図るため、群馬大学が養成し県が認定した人材が、群馬県多文化共生推進士です。

全19名の推進士には、それぞれの専門分野において、地域の外国人住民との協働活動を通じ、現場の課題解決を図ることが求められています。県は、推進士と協働・連携しながら外国人住民が活躍できる多文化共生の地域づくりを進めます。

②市町村・NPO・外国人キーパーソンとの連携

外国人住民が地域づくりに積極的に参画する環境を整えるためには、地域全体で連携する必要があります。県、市町村、NPO、外国人キーパーソンなどが協働し連携を密にすることで、多文化共生の地域づくりを効果的に推進します。

《施策目標3》

多様性を尊重し、日本人と外国人がともに支え合うための意識の醸成

多様な文化を受け入れる意識を醸成し、日本人と外国人がともに支え合うことのできる地域づくりを目指します。

(1) 啓発イベント等の実施 ～ワークショップ・シンポジウム開催～

県民や企業、NPOなどを対象に、多文化共生の理解を深めてもらうためのワークショップやシンポジウム、研修会等を開催するとともに、自治体職員向けの意識啓発に取り組みます。また、多文化共生の啓発推進期間を新たに設定するなどして、関連事業により広く多文化共生推進の機運醸成を図ります。

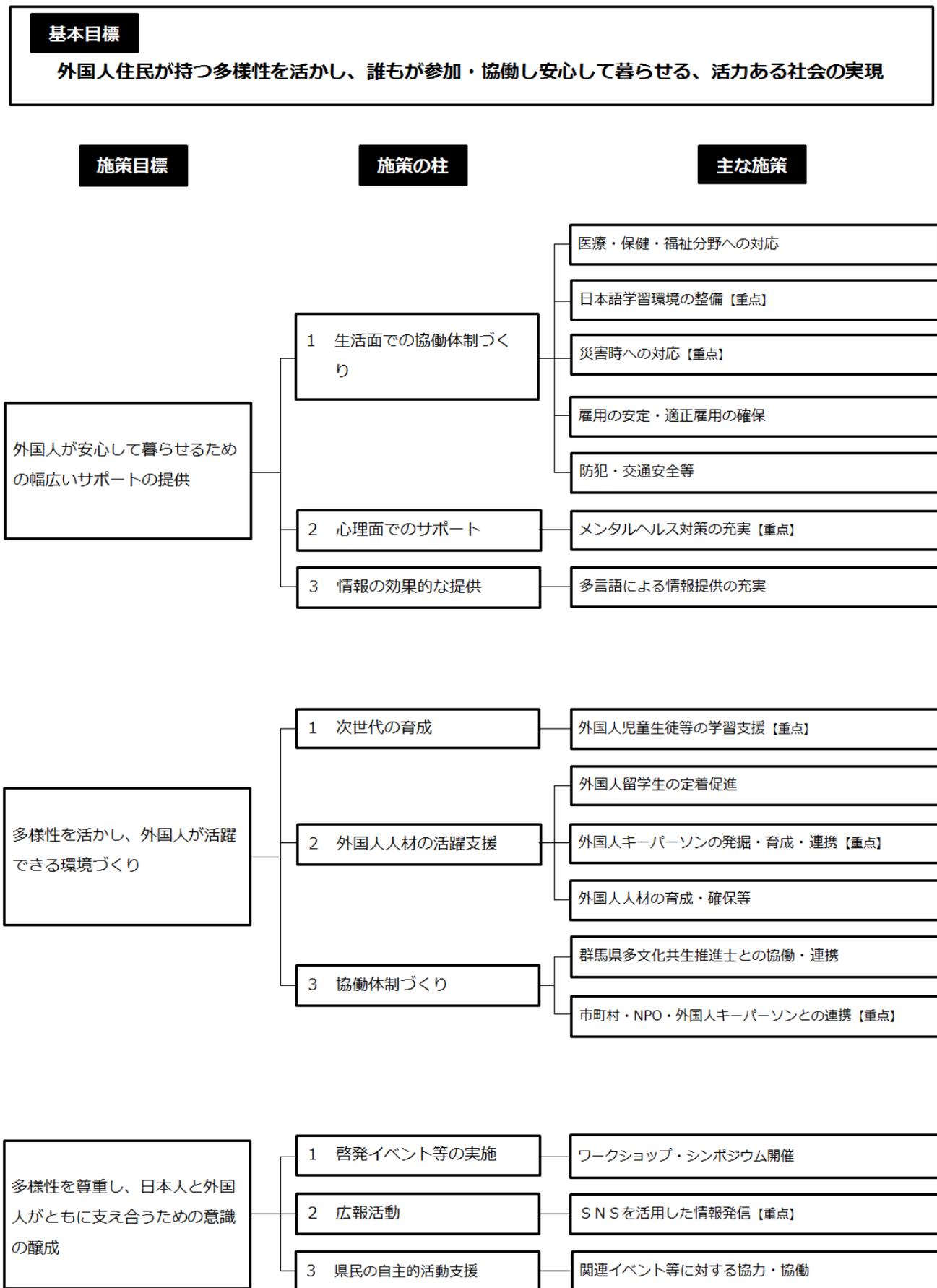
(2) 広報活動 ～SNSを活用した情報発信～

従来のホームページによる広報に加え、近年、利用者が増加しているソーシャル・ネットワークワーキング・サービス(SNS)を活用した効果的な情報発信に積極的に取り組みます。

(3) 県民の自主的活動支援 ～関連イベント等に対する協力・協働～

地域において県民が主体となって行う交流イベントや住民の懇談会等は、多文化共生について考えてもらうよい機会です。このような地域で行われるイベントなどを支援して、日本人と外国人相互、あるいは県民と行政とが意見交換を行い、多文化共生への関心を促す契機とします。

7 施策体系



8 推進体制と役割分担

(1) 推進体制

①群馬県多文化共生推進会議

県では、3(2)①のとおり、2017(平成29)年4月に群馬県多文化共生推進会議を新たに設置しました。この会議は、県や外国人住民が集住する自治体のほか、情報、防災、教育、労働等の専門家及び学識経験者や群馬県多文化共生推進士から構成されています。

群馬県多文化共生推進会議は、②の「多文化共生推進検討会議」と連携しながら、各行政分野の多文化共生推進施策の検討及び検証、多文化共生に関する情報発信及び関係者との情報の交換・共有、その他本県の多文化共生の推進に関し必要な事項に取り組んでいきます。

②多文化共生推進検討会議

庁内の関係所属から構成される、部局横断的会議です。情報の提供・共有、意見交換等を通じて、多文化共生社会の形成に向けた様々な課題の解決を図ります。

③多文化共生推進協議会

外国人が多数居住する群馬県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市が協力し、関連する法制度の創設・改正すべき点の検討や、国等の関係機関の施策等に係る情報収集・要望の実施等、多文化共生社会の形成に向けて総合的かつ効果的な取組を進めます。

(2) 役割分担

外国人住民が持つ多様性を活かした多文化共生社会を実現するためには、様々な主体がその役割を果たしながら連携することが必要です。

①国

国は、高度人材や留学生をはじめとする外国人全般の受入方針、及び多文化共生社会の形成に係る総合的な方針を、中長期的な観点から明確に定めることが必要です。また、地方自治体の多文化共生施策に関して、関係省庁間で緊密な連携を図りながら総合的に支援することが求められます。

②県

県は、この指針を広く周知し、市町村を包括する自治体として広域的な課題に対応するほか、市町村では対応が困難な分野を補うとともに、市町村や関係NPOなど様々な主体と連携しながら多文化共生施策を推進します。

また、外国人に係る法令制度を所管する国の方針が多文化共生施策に大きな影響を及ぼすことから、同じ課題を共有する他県等と連携して、国に対して積極的に提言を行っていくほか、大使館や有識者等とも連携して、情報の収集や共有を図ります。

③市町村

市町村は、外国人住民に身近な住民サービスを提供する基礎自治体であり、日常生活に関する様々な分野の行政サービスを向上させるとともに、外国人住民との協働を進めます。そして、住民に対して多文化共生の意識啓発を図りながら、地域の実情に合わせて多文化共生の地域づくりを推進します。

④市民活動団体

NPOなどの市民活動団体は、行政と連携・協働しながら、自らが持つ創意工夫や柔軟性、ネットワークを活かして多文化共生の取組を進めてきました。今後は、外国人住民自身が「自らが地域社会の一員であり、多様性を活かした地域づくりをともに進める」という意識を持ちながら市民活動に参画できるよう、外国人住民と連携・協働していくことが期待されています。

⑤企業

外国人住民は、労働者として地域の経済活性化に貢献しています。企業は、労働関係法令を遵守して適正雇用に取り組むとともに、外国人労働者の日本社会への適応に積極的に関与していくことで、その社会的責任を果たすことが求められます。

⑥教育機関

小中学校や高等学校等は、全ての児童生徒に対して、多文化共生の意識をはぐくむ教育を行うとともに、自治体や関係NPOなどと協力・連携しながら、日本語能力が不足している外国人児童生徒等に学習支援を行うことが求められます。

また、大学等の教育機関は、留学生や留学経験がある学生等の地域定着や就職支援について、自治体等の関係団体と連携した取組が求められるとともに、多文化共生に関する調査研究や地域住民への多文化共生の啓発、行政の施策立案への連携等が期待されます。

⑦県民

日本人住民と外国人住民は、ともに同じ県民としてお互いの違いや多様性を認識・尊重する必要があります。また、対話や交流を通じて相互理解を深め、協働して多文化共生の地域づくりを進めることが期待されています。